

5 和商工第 3 3 号
令和 5 年 8 月 1 7 日

神奈川県労働局長
木塚 欽也 様

大和商工会議所
会頭 本田

神奈川県最低賃金に係る異議申出書

残暑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、労働行政に格別なご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和 5 年 8 月 4 日付け、神奈川地方最低賃金審議会から神奈川県労働局長へ提出された「神奈川県最低賃金の改正決定について（答申）」に関し、最低賃金法の規定に基づき下記の通り異議申出をします。

記

1 異議の内容

今般 神奈川地方最低賃金審議会が答申した県最低賃金は、現行の額を 1 時間 1,071 円から 1,112 円へと、実に 41 円の引上げを実施しようとするものであり、大幅な引上げを強行した昨年度の平均引上額 31 円をも上回る額である。新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「5 類」に引き下げられはしたが、仕入れ価格を売上に転嫁できない現状、地域経済の情勢、人手不足、中小企業、特に小規模・零細事業者の経営実態等を鑑みれば、到底容認できる引上額ではなく、現行水準を維持することを強く望む。

2 異議の理由

- (1) 最低賃金の大幅引上げ(41 円増)による人件費の負担急増は、原油価格・物価高騰の影響を受けている中、懸命に事業の存続に努力している地元の小規模零細事業者にとって、最も好ましからざる結論に至ったばかりか、労働者にとっても、雇用の維持という点におけるマイナス影響が危惧される。
- (2) 本市事業所の従業員の雇用状況については、当会議所が令和 5 年 5 月に実施した「新型コロナウイルス感染症の 5 類引き下げに伴う影響調査」アンケート集計結果では、従業員の雇用について「人手不足が継続的に発生している (36.4%)、従来通り今後も採用活動を実施する (26%)」62.4%の影響が出ており、人員確保は引き続き厳しい状況が続いている。このような中、扶養の範囲内での就業を希望する非正規社員にとって賃金引き上げは大きな壁となり、労働時間短縮が余儀なくされる。小規模零細事業者にとって人員確保は非常に厳しく、既存の非正規社員の労働時間短縮は事業の存続に大きな影響を与える。
- (3) 本件最低賃金については、神奈川地方最低賃金審議会から答申された最低賃金額ありきの結論でなく、原油価格・物価高騰の影響が大きい飲食、小売、交通・運輸などの各業種の苦境の実情を十分に調査したうえで決定されたい。なお、地域経済圏、業種や企業規模等の経営実態等の視点を取り入れたきめ細やかな制度設計を早急に構築すべきである。

なお、本申出に対するご回答は、文書にてお願い申し上げます。

